

2021年3月10日

株 主 各 位

新潟県佐渡市両津湊353番地

佐 渡 汽 船 株 式 会 社

代表取締役社長 尾 崎 弘 明

第159期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第159期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、本定時株主総会につきましては適切な感染防止対策をとった上で、開催させていただきますが、株主の皆様におかれましては、感染防止の観点並びに安全を第一優先としていただき、可能な限り、書面による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

また、大変申し訳ございませんが、体調の優れない方、健康状態に不安のある方の会場への来場はお控えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午後1時（受付開始予定正午）
2. 場 所 新潟県佐渡市両津夷261番地1
湖畔の宿 吉田家 東館3階大広間「飛天」
（末尾の「会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第159期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件
 2. 第159期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

<会社提案>

第1号議案 取締役7名選任の件

<株主提案>

第2号議案 損害賠償請求の件

4. 議決権行使にあたっての注意事項

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 本定時株主総会招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社のホームページ（アドレス <https://www.sadokisen.co.jp/>）の「IR情報」に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知には記載しておりません。
- ◎ 本定時株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社のホームページ（アドレス <https://www.sadokisen.co.jp/>）に掲載し周知させていただきます。

株主の皆様へ

【株主総会における新型コロナウイルス感染防止の対応について】

1. 当社の対応について
 - ・本定時株主総会に出席する役員及び運営スタッフ等はマスク着用等の感染防止対策を十分にとった上で対応させていただきます。
 - ・株主の皆様との株主懇談会の開催は見合わせさせていただきます。
2. 株主様へのお願い
 - ・感染リスクを避けるため、本定時株主総会当日のご来場は可能な限り見合わせていただき、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
 - ・感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方等は特に慎重なご判断をお願いいたします。
3. ご来場いただく株主様へのお願い
 - ・ご来場いただく株主様におかれましては、当日の体調をお確かめの上、マスク着用や会場入口でのアルコール消毒等の感染予防対策にご協力いただきますようお願い申し上げます。
 - ・当日は、受付前に検温を実施し、体温の高い株主様にはご入場をお断りすることがございますので、予めご了承ください。
 - ・会場にて体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけをさせていただきますことがございますので、予めご了承ください。

なお、その他本定時株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社のホームページ（アドレス <https://www.sadokisen.co.jp/>）にて変更後の事項をお知らせいたします。

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国内では東京オリンピック・パラリンピックの延期、政府による全都道府県を対象とした緊急事態宣言の発令など、日本経済への影響も避けられない状況となりました。その後、緊急事態宣言が解除され、感染拡大を防止しつつ社会経済活動を維持していくための政府による取り組みもあり、国内景気は持ち直しの動きもみられるようになりましたが、感染拡大の第3波などの影響により、設備投資や雇用・個人消費は依然として低迷しており、景気の先行きは不透明な状況にあります。

旅客船業界におきましても新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けるとともに、地方における人口の減少、観光ニーズの多様化等により、旅客輸送人員は減少傾向が続いております。また、燃料油価格の高騰、老朽船舶の代替えや海事産業に従事する人材の確保の課題など、引き続き懸念材料が山積しております。

このような状況のもと当社は、①安全、安心、安定した運航と安全作業、②お客様を確実に増やす、③経営改善への計画と推進、の3項目を重点課題とし、当事業年度の輸送量目標を旅客輸送人員で153万人、自動車航送換算台数は22万7千台、貨物輸送トン数を15万2千トンと見込みました。

なお、当社はお客様に安心してご利用いただけるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、以下に掲げる各種取り組みに努めました。

①カーフェリー船内及び各港ターミナル内に消毒用アルコール液の設置、②船員及び各港ターミナル接客スタッフのマスク着用や始業前の検温等による健康管理の強化、③船内及び各港ターミナル内の空調管理、④船内及び各港ターミナル内のアルコール液による消毒、⑤船内における毛布の抗ウイルス加工の実施、⑥乗船前のサーモグラフィによる検温及び健康チェックの実施、⑦乗船名簿記入のお願い、⑧飛沫感染を防止するためのビニールシートの設置、⑨船内でのソーシャルディスタンスの確保のため、ジェットfoil及びカーフェリーの指定席の発売数を通常の8割程度を上限として制限、⑩ジェットfoil船内に「抗ウイルス」「抗菌」「消臭」

効果のある光触媒コーティング加工の実施、⑪ジェットfoil船内に「ウイルス」「雑菌」「臭いの元」を分解して空気を浄化する低濃度オゾン発生装置の設置、⑫船内及び各港ターミナルにおける感染症予防アナウンスの実施。

第1四半期（1月から3月まで）は、記録的な暖冬少雪となったものの、カーフェリー「おけさ丸」のサイドスラスタ（横移動装置）に不具合が生じ、通常の運航には支障がないものの、強風等の状況下においては岸壁への離着岸に支障を来したことから、2月から3月の間は前年と比較してカーフェリーの欠航が増加しました（サイドスラスタの修繕は4月に完了）。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、学校の臨時休校や不要不急の外出の自粛要請が行われたことを受け、3月以降は観光客及び団体客のキャンセルが発生したことから、旅客、航送、貨物の主要三部門とも輸送量は前年同期を下回りました。

当社も3月より徐々に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中、続く第2四半期（4月から6月まで）は、4月7日以降の政府の緊急事態宣言発令を契機に、観光客の予約キャンセルや、ビジネス客及び佐渡市民の移動自粛により、著しく減少し、例年、多くのお客様からご利用いただくゴールデンウィーク期間中は減少の底となりました。また、例年5月から7月の間に実施される新潟県内の小学校の修学旅行も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、ほとんどの学校で実施が8月以降に延期となりました。このような状況を踏まえた緊急の危機対応として、当初発表した運航ダイヤを変更し、一部の便を運休する措置を行いました。都道府県をまたぐ移動の自粛は6月19日に全国を対象に解除されたことにより、当社の利用に少しずつではあるものの回復傾向がみられましたが、旅客、航送、貨物の主要三部門とも輸送量は前年同期を下回りました。

最盛期となる第3四半期（7月から9月まで）は、都道府県をまたぐ移動の自粛が6月19日に全国を対象に解除されたことにより、当社の利用は回復傾向にありましたが、最盛期である8月は学校の夏休み期間の短縮や新型コロナウイルス感染症の再拡大と重なり、旅行や帰省の自粛が行われた影響を受け、業績は低調に推移しました。このような状況を踏まえ、一部の便を運休する措置を継続いたしました。9月以降については、4連休効果や政府による「Go Toトラベルキャンペーン」の効果、そして、延期されていた新潟県内の小学校の修学旅行が予定通り実施されたことなどにより、当社の利用は回復傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、旅客、航送、貨物の主要三部門とも輸送量は前年同期を下回りました。

第4四半期（10月から12月まで）は、政府による「Go Toトラベルキャンペーン」の効果等により当社の利用は回復傾向にありました。しかしながら12月に入り再び新型コロナウイルス感染症が拡大する中、年末からの同キャンペーンの一時停止や年末年始の帰省自粛により、回復の勢いは限定的となりました。旅客、航送、貨物の主要三部門の内、旅客、貨物部門の輸送量は前年同期を下回りましたが、航送部門はわずかながら前年同期を上回りました。

当事業年度の旅客輸送人員は76万342人（前事業年度比48.2%減、70万6,339人の減少）、自動車航送換算台数は17万2,912台（前事業年度比22.2%減、4万9,342台の減少）、貨物輸送トン数は14万159トン（前事業年度比6.3%減、9,423トンの減少）となりました。

なお、航路別の旅客輸送人員及び自動車航送換算台数は以下のとおりです。

新潟航路は、カーフェリー輸送人員が46万1,223人（前事業年度比44.6%減、37万1,700人の減少）、ジェットfoil輸送人員が25万5,747人（前事業年度比49.8%減、25万3,225人の減少）、合計71万6,970人（前事業年度比46.6%減、62万4,925人の減少）、自動車航送換算台数は16万549台（前事業年度比18.5%減、3万6,466台の減少）となりました。

直江津航路の輸送人員は、「あかね」の修繕に伴う7月の運休期間中に代替船として就航したジェットfoilの輸送人員167人を加えた合計で4万3,372人（前事業年度比64.7%減、7万9,335人の減少）となりました。自動車航送換算台数は1万2,363台（前事業年度比51.0%減、1万2,876台の減少）となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は、52億6,607万3千円（前事業年度比35.1%減、28億4,663万5千円の減少）、営業損失は24億9,788万7千円（前事業年度は4億1,824万6千円の損失）、経常損失は26億7,874万6千円（前事業年度は4億7,747万1千円の損失）、当期純損失は24億1,713万7千円（前事業年度は8億919万円の損失）となりました。

② 部門別輸送状況（以下、△は前事業年度に比べ減少したことを表します。）

部 門	第 157 期 (2018年度)		第 158 期 (2019年度)		第 159 期 (2020年度・当事業年度)	
	輸 送 量	前事業年度比	輸 送 量	前事業年度比	輸 送 量	前事業年度比
旅 客 部 門 (旅客輸送人員)	人 1,480,352	% 0.6	人 1,466,681	% △0.9	人 760,342	% △48.2
自動車航送部門 (航送換算台数)	台 224,431	% 7.0	台 222,254	% △1.0	台 172,912	% △22.2
貨 物 部 門 (貨物輸送トン数)	トン 159,073	% △0.1	トン 149,582	% △6.0	トン 140,159	% △6.3

(注) 自動車航送部門の航送換算台数は乗用車換算です。

③ 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は9,881万6千円で、その主なものは次のとおりであります。

ア. 当事業年度中に実施した主要な設備投資

ジェットfoil用暗視カメラ 2,541万2千円

イ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

④ 資金調達の状況

当事業年度中に新型コロナウイルス感染症対策資金として、各金融機関より長期借入金として合計で約35億円の調達を行いました。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2020年12月29日を効力発生日として、当社連結子会社である佐渡汽船運輸株式会社との株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第156期 (2017年度)	第157期 (2018年度)	第158期 (2019年度)	第159期 (2020年度・当事業年度)
営 業 収 益 (千円)	8,083,861	8,558,096	8,112,708	5,266,073
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△42,683	49,293	△477,471	△2,678,746
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△192,567	57,458	△809,190	△2,417,137
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	△13.55	4.03	△56.69	△168.27
総 資 産 (千円)	12,476,069	12,271,659	11,672,393	11,978,196
純 資 産 (千円)	1,593,886	1,643,615	838,039	△1,350,656
1株当たり純資産 (円)	109.56	113.44	56.97	△89.60

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 千円	当社の議決権比率 %	主 要 な 事 業 内 容
佐 渡 汽 船 運 輸 (株)	79,000	100.0	一般貨物自動車運送業
(株) 佐 渡 歴 史 伝 説 館	50,000	100.0	観光施設業及び売店・飲食業
佐 渡 汽 船 商 事 (株)	49,000	100.0	売店・飲食業
佐 渡 汽 船 観 光 (株)	47,300	100.0	旅行業
万代島ビルテクノ(株)	12,800	100.0	建物サービス業
佐渡汽船シップマネジメント(株)	9,000	100.0	船舶管理業
佐渡汽船シップメンテナンス(株)	9,000	100.0	船舶修繕業
小 木 観 光 (株)	40,000	75.0	売店・飲食業
(株) 佐渡西三川ゴールドパーク	50,000	71.4	観光施設業
両津南埠頭ビル(株)	100,000	75.0	不動産賃貸業
(株) SADOニツ亀ビューホテル	82,500	55.8	旅館業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の11社であります。

当連結会計年度の売上高は76億9,080万6千円(前連結会計年度比33.0%減)、営業損失は26億7,654万3千円(前連結会計年度は3億871万6千円)

の損失)、経常損失は27億5,522万円(前連結会計年度は4億1,876万4千円の損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は25億4,734万9千円(前連結会計年度は7億6,962万3千円の損失)であります。

(4) 対処すべき課題

当事業年度において当社は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上高が著しく減少し、営業債務の支払い及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じるとともに、債務超過となり継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を解消するため、当社は経営改善計画を策定し、収支の改善と債務超過解消を図る上で、2021年の対処すべき重点課題として、①安全への取り組み、自然災害への備え、②経営改善計画、経営計画書の完全実行、③安全で安心な船旅、佐渡の旅のスタイル提供による収益の確保、の3項目を掲げ、その達成に向けて全社一丸となって取り組んでまいります。

① 安全への取り組み、自然災害への備え

ア. 当社は、安全で安定し、お客様に安心してご利用いただける運航を提供することが重要な使命であり、企業経営の根幹と位置付け、最も基本的なサービスと考えております。そのため、経営トップが主体的に策定した2021年の「安全方針」及び「安全重点施策」を全社一丸となって確実に実行してまいります。さらに、安全管理規程に基づいて構築した安全管理体制を確実に機能させるとともに、経営トップ自らが常に事業の安全に関心を持ち、報告された課題の把握分析を行い、その分析結果に対応した改善策を的確かつ迅速に実行してまいります。

また、近年激甚化する地震・異常気象等の自然災害への備えも実行してまいります。

イ. 構築した安全管理体制の継続的な見直し・改善を図るため、PDCAサイクルを確実に機能させます。

ウ. 自然災害による被害発生時には安全最優先と事業継続の原則に則り、関係各所とも連携をとり、全員が同じ方向性をもって直ちに判断行動を行います。

エ. 旅客船部門全体では、リスクマネージャーと連携し、ヒヤリハットレポート・ニュースによるグループディスカッションを有効活用し、積極的なチャレンジとBRM活動及び「指差呼称」の励行により、職場における安全風土・安全文化の醸成を図ります。また、船員の技量向上のためにスキルアップOJT教育を継続させ、若手船員の定着率向上を目指すとともに、管理監督者を中心にメンタルヘルスへの取り組みを強化し、個人を尊重する意識を高め、ハラスメントを許さない環境を構築します。

(注) チャレンジ

下位者から上位者への安全の主張と積極的な進言。

(注) BRM (ブリッジ・リソース・マネジメント)

ブリッジ (船橋) で利用可能なリソース (資源: 人・物・情報) を操船実務者のメンバーが、安全意識及び安全行動として有効に活用するための手法。

(注) メンタルヘルス

精神面の健康のことで、疲労、ストレス、悩みなどの軽減と緩和を図ることを要する。カーフェリーに於いては船長及び機関長、一等航海士、一等機関士、事務長を、高速船チームに於いては船長及び機関長をメンタルヘルスに取り組む管理監督者とみなす。

オ. ジェットフォイルでは、上記「エ」に加えて、鯨類との衝突対策として、厳重な見張り設定された減速区間を厳守するとともに、目撃情報とハザードマップを活用して衝突回避を図ることに加え、新型座席クッションを導入して衝撃軽減に備えます。高齢者を優先席に誘導し、乗客・乗員のシートベルト着用を強化して被害軽減を図るとともに、お客様には安全・安心の周知と必要な情報を積極的に提供します。

カ. 貨物船部門では、毎月実施する安全衛生会議の中で安全に関する話し合いを行い、ヒューマンエラー対策として安全確認の基本である「指差呼称」の確実な実践及びヒヤリハット報告件数アップを推進します。

日々実施している点呼でヒヤリハットと思われる事象について話し合い、コミュニケーション深め、全員で安全に対する意識を高めていく職場作りを目指します。

キ. 陸上部門では、荷役作業については「フォークリフト運転マニュアル」を徹底遵守することにより、荷役作業中の事故の撲滅を図ります。また、ヒヤリハット情報を活用した「安全に関する話し合い」を推進するとともに、事例情報の分析からヒューマンエラー対策を策定・実践し、組織全体の安全風土の構築を強化します。加えて、個人レベルのヒューマンエラー対策として、メリハリのある「指差呼称」の徹底実施に取り組んでまいります。さらに、設備・用具の点検を徹底し、事例を参考に危険予知の意識を高め、一人、一人が自らのこととして安全意識を向上させることにより事故を防止します。

② 経営改善計画、経営計画書の完全実行

ア. 既に実施している常勤取締役の役員報酬の減額及び部長・課長以上の管理職の給与・賞与の減額を継続するとともに、予算の執行についてもウィズコロナの状況に照らして最大限の効果が得られるように費用の削減を行います。

イ. 慢性的な赤字を計上している直江津航路の収支改善を目的とするため、関係機関との協議を経て、高速カーフェリー「あかね」に替えて、ジェットフォイルを2021年4月から同航路に就航させる予定です。ま

- た、売却価格に十分配慮しながら「あかね」の早期売却を目指します。
- ウ．導入から14年以上経過する中、燃料油価格の上昇コストを十分に回収できていない状況となっております。燃料油価格変動調整金制度を、関係機関との協議を経て、2021年1月より改定いたしました。
- エ．消費税の導入及び消費税率の改定を除いて約40年間にわたり据え置いてきた貨物運賃について、佐渡島の人口減少、産業構造の変化に伴う貨物輸送量の減少、輸送コストの増大などにより、現行の輸送体制を維持することが難しくなってきたため、2021年4月から10%の運賃改定を行う予定です。
- オ．急務となっている貨物部門の収支改善のため、貨物船「日海丸」の運航体制見直しに向けた関係機関との協議を継続するとともに、運搬用具の効率的な運用や人員配置等について基本から見直して効率化を推進します。
- カ．グループ企業を含めた費用の圧縮、コロナ禍の経営基盤強化に向けた各社幹部との定期的な意見交換、ヒアリングの機会を設けて抜本的な改革に向けた動きを推進します。
- キ．2021年は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んでいる輸送需要を考慮した効率的な運航ダイヤを設定しました。
- ク．国や関係自治体に支援を要請し、新潟県においては佐渡航路事業継続支援事業として支援金交付が決定している他、佐渡市においては同市を割当先とする第三者割当増資を行う（払込:2021年2月10日）とともに、引き続き、国や関係自治体、関係機関、メインバンクを中心とした金融機関との協議を進めてまいります。
- ケ．非常に厳しい経営環境ではありますが、安全で安定した航路運営の根幹である老朽船舶の更新に向けた取り組みを引き続き継続してまいります。

③ 安全で安心な船旅、佐渡の旅のスタイル提供による収益の確保

- ア．コロナ禍におけるお客様サービスのさらなる向上
- a. 「新しい生活様式」、「新しい旅のエチケット」に基づく安全・安心な船旅をお客様に提供するため、カーフェリー、ジェットfoil船内の光触媒コーティング、ジェットfoil船内のオゾン発生装置の設置、船内貸毛布の除菌クリーニングや待合室の定期的なアルコール除菌実施の取り組み等に努めてまいります。また、インターネット予約で事前決済をされたお客様を対象としたチケットレス乗船サービス「Sチケット」を2021年2月よりスタートいたしました。きっぷ売場窓口や自動券売機への立ち寄りを不要とし、紙チケットを使わない非対面・非接触型の発券・改札サービスとしてウイルス感染予防に有効な「Sチケット」サービスの利用拡大に努めて

まいります。

- b. 引き続き「佐渡汽船グループお客様サービス向上委員会」をお客様サービス向上に向けた活動の中心に位置付け、コロナ禍においても離島航路No.1の顧客満足度をめし、接客の最前線に位置する現場レベルの委員による議論の深化や情報共有に努めるとともに、実施状況を確認することでPDCAサイクルを徹底してまいります。

イ. ウィズコロナ、アフターコロナにおける佐渡旅行の提案

- a. 今後、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束に向かい、「新しい生活様式」、「新しい旅のエチケット」に基づく旅行が普及していくことを念頭に置き、お客様が安心してお越しいただける安全な佐渡旅行の提案、誘致を積極的に行ってまいります。
- b. 宿泊・観光施設並びに飲食店等の感染症予防の取り組みの認証制度である「佐渡クリーン認証」をいち早く導入し、全島一丸となって安全・安心な地域づくりに取り組んでいる佐渡の魅力を前面に押し出した誘客セールスに努めてまいります。
- c. 公共交通機関を利用した長時間の移動や3密が敬遠される中、県内や隣県からのマイカー旅行者等の獲得に向けたセールス、宣伝広告を効果的に行います。
- d. 就航船舶が高速カーフェリーからジェットfoilへ変更となる直江津航路を利用する旅行者の掘り起こしのため、小木地区の隠れた魅力を発見するとともに商品化を目指します。
- e. 新型コロナウイルス感染症の拡大により大きく利用者が落ち込んでいる新潟航路に対しても、関係自治体との連携による利用促進の取り組みを進めてまいります。
- f. 2020年より導入しておりますコンサルタントを活用し、外部の専門家等の知見を取り入れ、佐渡の世界遺産登録等の外部要因に依存しすぎない自立した誘客施策を検討してまいります。

ウ. 佐渡観光、佐渡汽船における新しい魅力づくりと発信

- a. 当社PR推進室の女性社員によるSNSを活用した佐渡の魅力拡散及び定期的な佐渡取材をもとにしたブログの更新等による情報発信活動や、固定観念に囚われない女性目線のツアーの造成などが効果を上げております。2021年はさらに積極的な活動を展開し、「何でもやってみて、発信して、手応えを確認する」ように努めてまいります。
- b. 個人や小グループで3密を避けながら近場で過ごす旅のスタイルが注目される中、佐渡の魅力を再発見し、深く知るきっかけとなるような、小規模でも旅行者一人一人の心に届くようなツアー造成を目指してまいります。

- c. 新型コロナウイルス感染症の収束状況をみながらのカーフェリー船内イベント再開による「船旅の魅力度アップ」や、季節に応じた待合室の飾りつけで「待合室の賑やかし」に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。
- エ. 輸送目標達成に向けた効率的な営業活動の推進
 - a. 2021年の年間輸送人員目標である105万3千人の達成に向け、目標と実績の管理を徹底し、行動計画の実施状況を確認することで、未達部分への手当を早めに行います。
 - b. 旅行需要喚起の効果が実証されている「GoToトラベル事業」の今後の動向を注視しながら、同事業を活用した商品造成並びに旅行エージェントへのツアー設定、催行に努めてまいります。
 - c. 「選択と集中」の考えに基づいたセールスに努めます。団体のセールスはエリア毎の特徴と傾向を分析した上で、可能性の高い団体を絞り込んでセールスを行います。また、過去において佐渡旅行が見送りとなった団体の再獲得に努めてまいります。
 - d. 一方、個人旅行者の誘致にあたりましては、引き続き、SNSの積極的な活用で佐渡の新しい情報及び魅力や旅行商品の発信に努めるとともに、効果的な営業割引施策の実施で交流人口の増加に取り組んでまいります。
- オ. 訪日外国人観光客誘致のための取り組みの継続
 - a. 2021年は新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により停止したインバウンド観光客復活への道筋をつける年となるよう全力で取り組んでまいります。新潟・佐渡観光推進機構株式会社と新潟県、佐渡市等、関係自治体との連携協力を深め、2021年末を目標に台湾-新潟便を利用した団体ツアーの誘致を目指します。
 - b. 外国人向け二次交通パスの販売促進に努めます。訪日個人旅行（FIT）だけでなく、国内在住の外国人向けのPRを強化し、実績の積み上げに努めます。

以上のように役職員一同、力を合わせ、安全、安心、安定した運航を確保し、会社の健全経営に向け努力いたします。公共交通機関の使命である安全を第一に、お客様に信頼され、喜ばれ、愛される佐渡汽船を目指すとともに、離島航路No.1の良質なサービスをお客様に提供してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社の主要な事業内容は本土と佐渡島間の海上運送事業で、旅客部門・自動車航送部門・貨物部門に分かれております。

(6) 主要な営業所 (2020年12月31日現在)

- ① 本 社 新潟県佐渡市
- ② 両津支店 新潟県佐渡市
- ③ 新潟支店 新潟県新潟市

(7) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
177 (2) 名	1名増 (1名減)	45.8歳	13.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時社員及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社第四銀行	3,476,559千円
株式会社日本政策金融公庫	1,407,910千円
シンジケートローン（注1）	1,288,950千円
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,273,125千円
株式会社商工組合中央金庫	1,061,765千円
株式会社北越銀行	805,271千円
新潟県信用農業協同組合連合会	649,994千円
株式会社みずほ銀行	400,000千円
株式会社日本政策投資銀行	310,000千円
株式会社大光銀行	309,982千円

(注) 1. シンジケートローンは、株式会社第四銀行を主幹事とする計6行からの協調融資によるものであります。

2. 上記借入金残高のほかに、下記社債の当事業年度末残高があります。

株式会社第四銀行 580,820千円

株式会社北越銀行 136,000千円

3. 株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行は、2021年1月1日付で統合し、株式会社第四北越銀行となっております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式等の状況

(1) 株式の状況（2020年12月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 15,370,647株 |
| ③ 株主数 | 2,087名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
新潟県	5,454,500株	35.51%
佐渡農業協同組合	606,446株	3.94%
株式会社第四銀行	418,700株	2.72%
新潟県観光物産株式会社	332,627株	2.16%
古川茂代	267,868株	1.74%
株式会社神田造船所	254,500株	1.65%
株式会社北越銀行	252,700株	1.64%
川重ジェイ・ピー・エス株式会社	227,200株	1.47%
株式会社和田商会	212,700株	1.38%
新潟交通株式会社	203,340株	1.32%

- (注) 1. 大株主は、2020年12月31日現在の株主名簿によるものであります。
2. 持株比率は、自己株式（10,664株）を控除して計算しております。
3. 株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行は、2021年1月1日付で統合し、株式会社第四北越銀行となっております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	
発行決議日	2010年3月26日	2011年3月25日	
新株予約権の数	67個	69個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 6,700株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 6,900株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 25,000円 (1株当たり250円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 23,600円 (1株当たり236円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	
権利行使期間	2010年4月13日から 2040年4月12日まで	2011年4月12日から 2041年4月11日まで	
行使の条件	(注1)、(注2)、(注3)	(注1)、(注2)、(注3)	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 31個 目的となる株式数 3,100株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 37個 目的となる株式数 3,700株 保有者数 1名	新株予約権の数 38個 目的となる株式数 3,800株 保有者数 1名

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	
発行決議日	2012年3月28日	2013年3月27日	
新株予約権の数	73個	121個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 7,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 12,100株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 27,200円 (1株当たり272円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 23,900円 (1株当たり239円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	
権利行使期間	2012年4月14日から 2042年4月13日まで	2013年4月13日から 2043年4月12日まで	
行使の条件	(注1)、(注2)、(注3)	(注1)、(注2)、(注3)	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 39個 目的となる株式数 3,900株 保有者数 2名	新株予約権の数 66個 目的となる株式数 6,600株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 34個 目的となる株式数 3,400株 保有者数 1名	新株予約権の数 55個 目的となる株式数 5,500株 保有者数 1名

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2014年3月27日	2015年3月26日
新株予約権の数		103個	58個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 5,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 25,200円 (1株当たり252円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 28,900円 (1株当たり289円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2014年4月12日から 2044年4月11日まで	2015年4月11日から 2045年4月10日まで
行使の条件		(注1)、(注2)、(注3)	(注1)、(注2)、(注3)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 62個 目的となる株式数 6,200株 保有者数 3名	新株予約権の数 34個 目的となる株式数 3,400株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 41個 目的となる株式数 4,100株 保有者数 1名	新株予約権の数 24個 目的となる株式数 2,400株 保有者数 1名

		第8回新株予約権
発行決議日		2019年3月27日
新株予約権の数		178個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 17,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 24,800円 (1株当たり248円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2019年4月12日から 2049年4月11日まで
行使の条件		(注1)、(注2)、(注3)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 163個 目的となる株式数 16,300株 保有者数 5名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 1,500株 保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役並びに監査役に在任中は行使することができず、いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができます。

また、新株予約権者が当社子会社の取締役である場合には、当該子会社の取締役に在任中は行使することができず、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができます。

2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り、これを行使することができるものとします。

3. その他の権利行使の条件につきましては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めによります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2016年3月29日付をもって発行した当社第7回新株予約権は、2016年12月22日開催の常務会において、当社と各新株予約権者が締結している「新株予約権割当契約書」の規定に基づき、各新株予約権者が新株予約権を放棄する旨を決議し、同日消却しております。

また、当社子会社の役員に対し交付した第7回新株予約権につきましても、2016年12月22日、同様に「新株予約権割当契約書」の規定に基づき、各新株予約権者が新株予約権を放棄し、同日消却しております。

2017年3月28日の定例取締役会において、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の報酬規程について、以下のとおり改定することを決議いたしました。

ア. 新株予約権者が行使する場合、第1回から第6回までの割当個数の半分を当社と各新株予約権者が締結している「新株予約権割当契約書」第5条（新株予約権の放棄）の規定に基づき放棄する。ただし、その該当者は当社の常勤取締役とし、同監査役及び子会社（佐渡汽船シップマネジメント株式会社、佐渡汽船シップメンテナンス株式会社）の取締役は対象外とする。

イ. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の権利行使にあたっては、その担当部署の責任度合を踏まえ、割当済みの新株予約権の個数を調整する場合がある。

ウ. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）は継続するものの、当期純損益が黒字とならない限り、発行はしない。

2019年3月9日に発生した当社が運航するジェットフォイル「ぎんが」の海洋生物らしきものとの接触事故により、重傷者を含め多くの方が負傷されました。また、同船の修繕のため、当初、予定していたダイヤの変更（減便）を余儀なくされる等、多くの皆様にご迷惑をお掛けすることとなりました。

つきましては、係る事態となったことへの責任を明確にすべく、2019年3月27日付をもって発行した当社第8回新株予約権は同日開催の取締役会決議により、ストックオプション（新株予約権）の報酬規程に定めるストックオプション報酬額の半額を減ずることにいたしました。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小 川 健	税理士法人小川会計 代表社員（税理士） 株式会社KBS 代表取締役 株式会社新潟事業承継パートナー 代表取締役 新潟・佐渡観光推進機構株式会社 代表取締役社長 両津南埠頭ビル株式会社 代表取締役社長
代表取締役社長	尾 崎 弘 明	株式会社佐渡西三川ゴールドパーク 代表取締役社長
専務取締役	山 中 一 秀	貨 物 部 長 佐渡汽船観光株式会社 代表取締役社長
取 締 役	渡 邊 幸 計	経 営 企 画 部 長 万代島ビルテクノ株式会社 代表取締役社長 株式会社佐渡歴史伝説館 代表取締役社長
取 締 役	真 保 高 弘	海 全 務 統 括 部 管 理 長 安 全 統 括 部 管 理 長
取 締 役	伊 藤 光	
取 締 役	廣 瀬 俊 三	株式会社広瀬組 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	臼 杵 章	
監 査 役	金 子 英 明	金子英明税理士事務所 代表（税理士）
監 査 役	平 島 健	尾畑酒造株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役廣瀬俊三氏は社外取締役であります。
 2. 監査役金子英明氏及び平島 健氏は社外監査役であります。
 3. 取締役廣瀬俊三氏は、他社での豊富な企業経営経験から、幅広く高度な見識と知見を有するものであります。
 4. 常勤監査役臼杵 章氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役金子英明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役平島 健氏は、長年会社経営に携わり、幅広く高度な知識と豊富な経験を有するものであります。
 7. 当社は、取締役廣瀬俊三氏並びに監査役金子英明氏を東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役伊藤 光氏、社外取締役廣瀬俊三氏及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7 名 (1) 名	37,908 千円 (960) 千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2) 名	8,013 千円 (1,920) 千円
合 計	10 名	45,921 千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2010年3月26日開催の第148期定時株主総会において年額102,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2010年3月26日開催の第148期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
ストックオプション報酬に係る費用計上額1,103千円（取締役（社外取締役を除く）5名1,010千円及び監査役（社外監査役を除く）1名93千円。）

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ア. 取締役廣瀬俊三氏は、株式会社広瀬組の代表取締役社長であります。なお、当社と株式会社広瀬組との間には特別の関係はありません。
 - イ. 監査役金子英明氏は、金子英明税理士事務所の代表であります。なお、当社と金子英明税理士事務所との間には特別の関係はありません。
 - ウ. 監査役平島 健氏は尾畑酒造株式会社の代表取締役社長であります。なお、当社と尾畑酒造株式会社との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ア. 取締役廣瀬俊三氏は、当事業年度に開催された取締役会（臨時取締役会を含む）22回のうち20回に出席し、長年の会社経営に基づく豊富な経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
 - イ. 監査役金子英明氏は、当事業年度に開催された取締役会（臨時取締役会を含む）22回のうち15回に出席し、税理士の立場に基づく専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
また、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ウ. 監査役平島 健氏は、当事業年度に開催された取締役会（臨時取締役会を含む）22回のうち14回に出席し、経営者としての長年のキャリアに基づく客観的な視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、当事業年度に開催された監査役会12回のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- ③ 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額
当事業年度において、社外取締役が当社の子会社から受けた役員報酬等（当社の社外役員であった期間に受けたものに限る）はありません。
- ④ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他、会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」について、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が2015年5月1日に施行されたことに伴い、2015年6月29日開催の取締役会の決議により「内部統制基本方針」の内容を一部改定しております。

改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査役監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて、具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社子会社の役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として「佐渡汽船の理念」及び「企業倫理規程」を定める。
- ② 当社及び当社子会社に対するコンプライアンスの取り組みを統括・徹底するため内部統制委員会を設置し、その取り組み状況を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
- ③ 当社が定めるグループ管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ④ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断するための必要な体制を整える。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- ② 取締役及び監査役は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等に係る損失の危険（以下「リスク」という）を管理統括する取締役を任命し、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

- ② 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社及び当社子会社の役職員に周知する。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- ② 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするため、取締役会規則を定め、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた組織規程・職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。
- ③ 当社は、当社子会社の役職員に対し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社及び当社子会社における内部統制の強化、充実を図るため内部統制委員会を設置し、当社及び当社子会社の内部統制に関わる事項について審議する。
- ② 当社子会社の役職員からの内部通報は、当社の監査役に直接通報できるとともに当社の内部通報制度を当社子会社に開放し、各社の役職員に周知することでコンプライアンスの実効性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する組織は安全教育指導室とし、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の同意を要することとする。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会・常務会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 当社子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行うこととする。
- ③ 当社または当社子会社の内部通報制度の担当部署は、当社子会社の役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告を行う。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役員及び使用人に周知徹底する。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 当社は、監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

- ① 当社は、社会の秩序や安全を確保するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、同方針に従った対応を徹底することで、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除している。

- ② 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応するとともに、担当する役職員の安全確保に努める。また、平素より公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センター、警察及び弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ることとする。
- ③ 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然とした法的対応を行うとともに、いかなる理由があっても事実を隠ぺいするための裏取引及び資金提供は、絶対に行わない。
- ④ 反社会的勢力排除に向けた対応については、総務部総務課を対応総括部門とし、情報を一元管理して反社会的勢力に該当するか否かの確認を行う。また、不当要求などの事案ごとに関係部署と協議のうえ対応する。
- ⑤ 当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、対応担当部署だけでなく、関係部署にも配布して周知徹底を図るものとする。

(13) 当社の当該体制の運用状況の概要

当社は、2015年6月29日開催の取締役会の決議により「内部統制基本方針」の内容を一部改定いたしました。当該変更の後にその趣旨、内容等につきまして当社及び当社子会社に説明を行い、当社グループ全体への周知を図り、対応を指示いたしました。

当事業年度におけるその運用状況の概要は、次のとおりです。

① 子会社の管理

グループ担当の経営企画部を中心に、当社子会社の管理を徹底し、当社グループ全体の経営の健全性と効率的な遂行を図りました。

② 内部統制

安全教育指導室は、内部統制委員会の事務局として、当社及び当社子会社の内部統制全般の整備・運用状況をモニタリングし、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行いました。

併せて、その結果を四半期に1回、取締役会へ報告して業務の適正化に努めるとともに、必要に応じて当社及び当社子会社の従業員に対し、コンプライアンス教育を実施し、内部通報制度についても周知を図りました。

③ SKG社長会

当社は、定期的に「SKG社長会」を開催し、担当部署及びグループ各社間での情報の共有に努めました。

④ ハラスメント防止

各種ハラスメントを防止する体制整備のため、「ハラスメントの防止に関する規程」を定め、社内に専用の相談窓口を設置しております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	3,859,620	流動負債	3,238,657
現金及び預金	1,371,878	海運業未払金	502,545
受取手形	937	その他事業未払金	25,143
海運業未収金	303,748	短期借入金	400,000
その他事業未収金	16,017	1年内返済予定の長期借入金	1,783,752
貯蔵品	740,741	1年内償還予定の社債	254,740
前払費用	29,496	未払金	14,109
未収入金	1,326,559	未払法人税等	12,277
その他流動資産	70,603	未払費用	64,837
貸倒引当金	△361	前受金	13,463
固定資産	8,107,777	預り金	6,549
有形固定資産	7,071,222	前受収益	2,525
船舶	3,432,806	代理店債務	7,236
建物	2,101,476	賞与引当金	8,702
構築物	132,235	リース債務	21,443
機械及び装置	5,367	その他流動負債	121,332
車両及び運搬具	110,935	固定負債	10,090,195
器具及び備品	206,361	社債	462,080
リース資産	47,293	長期借入金	8,899,804
土地	1,034,745	退職給付引当金	138,456
無形固定資産	151,562	特別修繕引当金	395,008
ソフトウェア	132,953	関係会社事業損失引当金	139,382
電話加入権	16,279	資産除去債務	15,169
その他無形固定資産	2,330	リース債務	32,412
投資その他の資産	884,992	繰延税金負債	6,022
投資有価証券	112,012	その他固定負債	1,860
関係会社株式	702,353	負債合計	13,328,853
出資金	4,687	純 資 産 の 部	
長期前払費用	57,198	株主資本	△1,389,993
差入保証金	7,624	資本金	845,265
その他長期資産	1,168	資本剰余金	915,387
貸倒引当金	△52	資本準備金	914,977
繰延資産	10,799	その他資本剰余金	409
社債発行費	10,799	利益剰余金	△3,147,998
資産合計	11,978,196	利益準備金	125,000
		その他利益剰余金	△3,272,998
		繰越利益剰余金	△3,272,998
		自己株式	△2,648
		評価・換算差額等	13,755
		その他有価証券評価差額金	13,755
		新株予約権	25,581
		純資産合計	△1,350,656
		負債・純資産合計	11,978,196

損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業収益	(4,890,813)	
海運業収益	2,177,103	
旅客自動車航送運賃	1,699,428	
貨物の運賃	899,450	
その他海運業収益	114,830	
その他事業収益	(375,260)	
自動車事業収益	177,797	
旅行事業収益	197,462	5,266,073
営業費用	(6,946,834)	
海運業費用	4,671,940	
運船事業所費用	1,030,524	
その他事業費用	1,244,368	
自動車事業費用	(367,047)	
旅行事業費用	190,196	
営業総損失	176,851	7,313,881
一般管理費		2,047,807
営業外収益		450,079
受取配当金		2,497,887
受取配当金	86	
不動産賃貸料	32,952	
その他営業外収益	107,457	
営業外費用	48,791	189,287
支払利息	183,733	
社債発行費	8,144	
賃貸資産減価償却費	9,149	
賃貸資産維持管理費	18,321	
関係会社事業損失引当金繰入額	107,832	
その他営業外費用	42,965	370,146
経常利益		2,678,746
特別利益		
固定資産売却益	10,773	
固定資産受贈益	40,000	
投資有価証券売却益	46,840	
補助金収入	895,329	992,943
特別損失		
固定資産売却損	247	
固定資産除却損	5,754	
投資有価証券評価損	11,438	
減損損失	706,437	723,878
税引前当期純損失		2,409,680
法人税、住民税及び事業税	7,457	7,457
当期純損失		2,417,137

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2020年1月1日 期首残高	845,265	683,122	409	683,532
事業年度中の変動額				
株式交換による増加		231,855		231,855
当期純損失(△)				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計	—	231,855	—	231,855
2020年12月31日 期末残高	845,265	914,977	409	915,387

	株 主 資 本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
2020年1月1日 期首残高	125,000	△855,860	△730,860	△2,639	795,297
事業年度中の変動額					
株式交換による増加				△8	231,846
当期純損失(△)		△2,417,137	△2,417,137		△2,417,137
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					—
事業年度中の変動額合計	—	△2,417,137	△2,417,137	△8	△2,185,291
2020年12月31日 期末残高	125,000	△3,272,998	△3,147,998	△2,648	△1,389,993

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2020年1月1日 期首残高	18,264	18,264	24,477	838,039
事業年度中の変動額				
株式交換による増加				231,846
当期純損失(△)				△2,417,137
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△4,508	△4,508	1,103	△3,405
事業年度中の変動額合計	△4,508	△4,508	1,103	△2,188,696
2020年12月31日 期末残高	13,755	13,755	25,581	△1,350,656

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

佐渡汽船株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚 田 一 誠 (印)
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 栄 一 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐渡汽船株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高は著しく減少し、当事業年度以降の財政状態、経営成績及び将来キャッシュ・フローの状況に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 会計上の見積りの変更に関する注記（固定資産（船舶）の耐用年数の変更）に記載されているとおり、会社は譲渡に伴い利用不能となる固定資産（船舶）について耐用年数を短縮するとともに残存価額を見直している。
2. 貸借対照表に関する注記（7）偶発債務に記載されているとおり、会社は2020年10月23日開催の取締役会において、固定資産（船舶）の譲渡に関する方針を決議した。当該固定資産の取得に際しては、地元自治体から補助金の交付を受けており、当該固定資産の譲渡に当たっては補助金返還が生じることになるが、現時点で影響額等は未定である。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの第159期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年2月24日

佐渡汽船株式会社 監査役会

常勤監査役	臼	杵		章	Ⓜ
社外監査役	金	子	英	明	Ⓜ
社外監査役	平	島		健	Ⓜ

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,481,950	流 動 負 債	3,871,962
現金及び預金	2,910,454	支払手形及び買掛金	405,952
受取手形及び売掛金	641,276	短期借入金	454,000
たな卸資産	836,673	1年内返済予定の長期借入金	2,074,160
未収入金	820,808	1年内償還予定の社債	254,740
その他流動資産	276,940	未払金	102,496
貸倒引当金	△4,201	リース債務	23,675
固 定 資 産	9,547,588	未払費用	223,265
有形固定資産	8,741,292	未払法人税等	16,212
船 舶	3,432,806	未払消費税等	70,545
建 物	2,814,407	賞与引当金	35,396
構 築 物	163,484	その他流動負債	211,521
機 械 及 び 装 置	66,252	固 定 負 債	12,046,131
車両及び運搬具	240,064	社 債	482,080
器具及び備品	258,860	長期借入金	9,988,878
リース資産	47,293	退職給付に係る負債	1,003,926
土 地	1,718,126	役員退職慰労引当金	55,743
無形固定資産	197,999	特別修繕引当金	395,008
リース資産	7,145	資産除去債務	28,497
その他無形固定資産	190,854	リース債務	38,231
投資その他の資産	608,297	繰延税金負債	38,398
投資有価証券	124,795	その他固定負債	15,369
出 資 金	10,670	負 債 合 計	15,918,093
長期前払費用	357,817	純 資 産 の 部	
差入保証金	24,935	株 主 資 本	△977,247
繰延税金資産	69,372	資 本 金	845,265
その他長期資産	22,850	資 本 剰 余 金	984,041
貸倒引当金	△2,142	利 益 剰 余 金	△2,769,147
繰 延 資 産	11,633	自 己 株 式	△37,406
社債発行費	11,633	その他の包括利益累計額	13,761
資 産 合 計	15,041,171	その他有価証券評価差額金	13,761
		新 株 予 約 権	25,581
		非 支 配 株 主 持 分	60,983
		純 資 産 合 計	△876,922
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,041,171

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,690,806
海運業収益及びその他営業収益		7,690,806
売 上 原 価		9,453,234
海運業費用及びその他営業費用		9,453,234
売 上 総 損 失		1,762,428
販売費及び一般管理費		914,115
営 業 損 失		2,676,543
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	119	
受 取 配 当 金	5,020	
不 動 産 賃 貸 料	74,823	
助 成 金 収 入	78,093	
そ の 他 営 業 外 収 益	47,488	205,543
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	193,546	
賃 貸 資 産 減 価 償 却 費	19,084	
賃 貸 資 産 維 持 管 理 費	18,184	
そ の 他 営 業 外 費 用	53,406	284,220
経 常 損 失		2,755,220
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	20,473	
固 定 資 産 受 贈 益	40,000	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	46,840	
受 取 保 険 金	170,810	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	4,264	
補 助 金 収 入	895,329	1,177,716
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	316	
固 定 資 産 除 却 損	19,846	
減 損 損 失	744,319	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	11,438	
事 故 関 連 損 失	187,910	963,829
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		2,541,333
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	20,813	
法 人 税 等 調 整 額	9,698	30,511
当 期 純 損 失		2,571,844
非支配株主に帰属する当期純損失		24,495
親会社株主に帰属する当期純損失		2,547,349

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年1月1日 期首残高	845,265	658,906	△221,798	△30,589	1,251,784
連結会計年度中の変動額					
株式交換による増加		325,135		△6,817	318,318
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△2,547,349		△2,547,349
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	325,135	△2,547,349	△6,817	△2,229,031
2020年12月31日 期末残高	845,265	984,041	△2,769,147	△37,406	△977,247

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
2020年1月1日 期首残高	18,395	18,395	24,477	406,270	1,700,926
連結会計年度中の変動額					
株式交換による増加					318,318
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△2,547,349
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△4,634	△4,634	1,104	△345,287	△348,817
連結会計年度中の変動額合計	△4,634	△4,634	1,104	△345,287	△2,577,848
2020年12月31日 期末残高	13,761	13,761	25,581	60,983	△876,922

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

佐渡汽船株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

塚田一誠 ①

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

清水栄一 ①

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐渡汽船株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐渡汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高は著しく減少し、当連結会計年度以降の財政状態、経営成績及び将来キャッシュ・フローの状況に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 会計上の見積りの変更に関する注記（固定資産の（船舶）の耐用年数の変更）に記載されているとおり、会社は譲渡に伴い利用不能となる固定資産（船舶）について耐用年数を短縮するとともに残存価額を見直している。
2. 連結貸借対照表に関する注記（9）偶発債務に記載されているとおり、会社は2020年10月23日開催の取締役会において、固定資産（船舶）の譲渡に関する方針を決議した。当該固定資産の取得に際しては、地元自治体から補助金の交付を受けており、当該固定資産の譲渡に当たっては補助金返還が生じることになるが、現時点で影響額等は未定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの第159期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年2月24日

佐渡汽船株式会社 監査役会

常勤監査役	臼 杵	章	ⓐ
社外監査役	金 子 英	明	ⓐ
社外監査役	平 島	健	ⓐ

以 上

株主総会参考書類

＜会社提案＞

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(7名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任(4名再任、3名新任)をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	おがわ たけし 小川 健 (1951年2月1日)	2007年3月 当社代表取締役副社長 2008年3月 当社代表取締役社長 2019年3月 当社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人小川会計 代表社員(税理士) 株式会社KBS 代表取締役 株式会社新潟事業承継パートナー 代表取締役 新潟・佐渡観光推進機構株式会社 代表取締役社長 両津南埠頭ビル株式会社 代表取締役社長	12,000株
2	おぎき ひろあき 尾崎 弘明 (1963年12月26日)	1987年4月 当社入社 2012年4月 当社経営企画部長 2014年3月 当社取締役総務部長兼経営企画部長 2016年3月 当社常務取締役総務部長 2017年3月 当社代表取締役専務 2018年3月 当社代表取締役副社長 2019年3月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社佐渡西三川ゴールドパーク 代表取締役社長	6,000株
3	わた なべ ゆきえ 渡邊 幸計 (1969年8月20日)	1993年4月 当社入社 2017年2月 当社経営企画部次長(部長) 2017年3月 当社取締役経営企画部長(現任) (重要な兼職の状況) 万代島ビルテクノ株式会社 代表取締役社長 株式会社佐渡歴史伝説館 代表取締役社長	1,000株
4	しん ぼ たか ひろ 真保 高弘 (1965年10月6日)	1988年12月 当社入社 2008年4月 当社船長 2009年4月 佐渡汽船シップマネジメント株式会社船長 2017年4月 佐渡汽船シップマネジメント株式会社海務部長 (運航管理者) 2019年3月 当社取締役海務部長及び安全統括管理者(現任)	5,100株
5	※ み とみ たけ あき 三富 丈堂 (1963年9月11日)	1987年4月 当社入社 2007年5月 海務部船員労務グループマネージャー 2009年3月 佐渡汽船シップマネジメント株式会社取締役海務部長(出向) 2012年3月 佐渡汽船シップマネジメント株式会社常務取締役海務部長(出向) 2013年3月 佐渡汽船シップマネジメント株式会社代表取締役社長(現任)	1,400株
6	※ い かい しゅう いち 伊貝 秀一 (1955年6月17日)	1979年11月 旧両津市採用 2003年4月 両津市企画財政課課長補佐 2010年4月 佐渡市財務課長 2015年3月 佐渡市退職 2020年5月 佐渡市副市長(現任)	一株
7	※ えん どう たつ お 遠藤 達雄 (1955年11月30日)	1982年4月 弁護士登録 1986年5月 遠藤法律事務所(現任) 2007年3月 当社社外取締役 2010年3月 当社社外取締役退任 2015年3月 当社社外取締役 2017年3月 当社社外取締役退任	一株

- (注)
1. ※印は新任の取締役候補者であります。
 2. 取締役候補者小川 健氏は、株式会社KBSの代表取締役を兼務しており、当社と同社の間で業務委託契約を締結しております。
取締役候補者小川 健氏は、新潟・佐渡観光推進機構株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社の間で業務委託契約を締結しております。
 3. 取締役候補者渡邊幸計氏は、万代島ビルテクノ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社の間で業務委託契約を締結しております。
 4. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 5. 取締役候補者伊貝秀一氏は、長期にわたり、行政に携わってきた豊富な経験と、佐渡市副市長として、地域の活性化に尽力してきた経歴を生かし、その経験を通じて培われた社会的信用と幅広い見識を当社の経営に展開していただけるものと判断いたしました。
 6. 遠藤達雄氏は、社外取締役候補者であり、2007年3月から2010年3月並びに2015年3月から2017年3月まで当社の社外取締役でありました。なお、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
 7. 社外取締役候補者の選任理由について
遠藤達雄氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
 8. 伊貝秀一氏及び遠藤達雄氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度とします。
 9. 当社は、当社の全ての取締役及び監査役を被保険者とし、保険期間1年（2020年4月1日から2021年4月1日まで）の会社役員賠償責任保険に加入しております。同保険は被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害をてん補するものであり、てん補する損害は、法律上の損害賠償金及び争訟費用を被保険者が負担することによって生じる損害にかぎりません。選任され取締役に就任した取締役候補者の全員が被保険者に含まれるとともに、その任期途中に同内容の会社役員賠償責任保険契約を更新する予定です。

＜株主提案＞

第2号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。
なお、提案の内容及び理由は、原文のまま記載しております。

第2号議案 損害賠償請求の件

提案の内容及び理由

「あかね」建造により、大巾な輸送人員の低下及び認識不足に伴う売却という事態を招いた。

建造当時の取締役・監査役に対し、連帯して10億円の損害賠償を求める。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

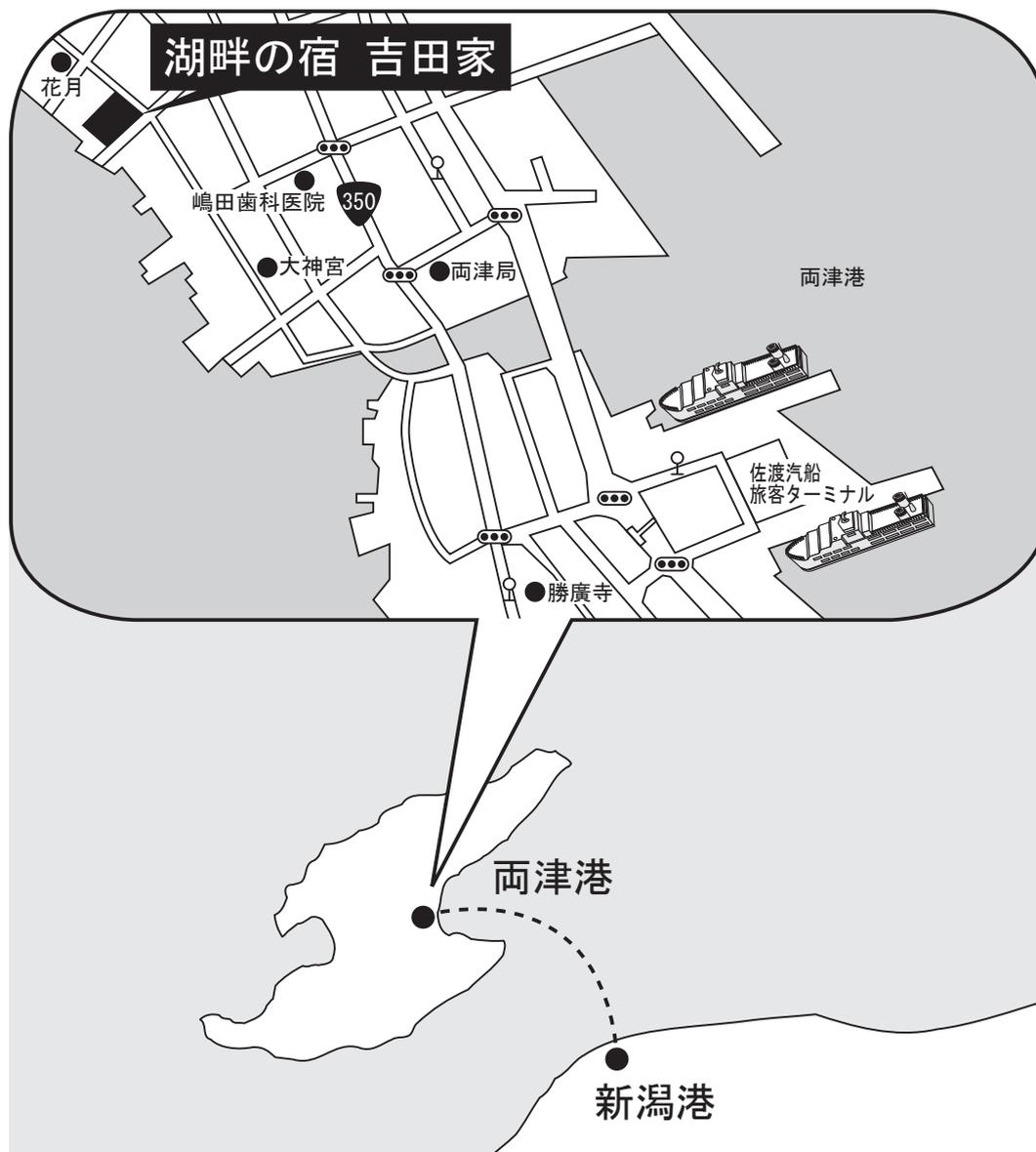
当社は2015年3月の北陸新幹線開業に向けて、当時カーフェリー1隻で1日1.5往復体制であった直江津航路の運航体制を、航路関係者の意見や同航路の特性、利用者のニーズ等を踏まえ、1隻で1日2往復体制となり、車両航送や貨物輸送にも対応する高速カーフェリーを就航させることで同航路の収支改善が図れると判断いたしました。高速化や運航便数の増加による利便性向上と北陸新幹線開業の相乗効果等もあり、高速カーフェリー「あかね」が就航した2015年の同航路の輸送量は、輸送人員で前年比約40%増加しました。しかし、その後は佐渡航路全体の輸送量が減少する中、同航路の輸送量も減少し、さらに燃料油の高騰等の費用増加により同航路は慢性的な赤字を計上しております。そのため、当社は関係機関との協議を重ねてきた結果、2020年10月23日に同航路の就航船舶変更の方向性が示されたことを受けて、高速カーフェリー「あかね」の売却方針を決議しております。

したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

以 上

株主総会 会場のご案内

■会場／新潟県佐渡市両津夷261番地1
湖畔の宿 吉田家 東館3階大広間「飛天」
TEL 0259-27-2151



- 交通** 佐渡汽船両津港から会場まで、車で5分、徒歩で15分です。
お車でのご来場の際はホテル駐車場をご利用ください。
- 送迎バス** 12時20分に両津港旅館駐車場より会場行きバスを運行いたします。また、株主総会終了後に両津港行きバスを運行いたします。